

妊婦健診で母子の健康を守りましょう



詳しくは町健康推進課までお尋ねください

■ 健診を受診して、安心・安全な出産を迎えましょう

新型コロナウイルス感染症の流行により、妊娠や出産、子育てに対して不安を感じている人も少なくないと思います。

厚生労働省によると、妊娠中も感染症について過度に心配する必要はないとされており、こまめに手を洗うなどの基本的な対策を徹底することや人混みなどの密な場所を避けることが大切です。また、各医療機関では感染対策を徹底しながら妊婦の診察や分娩を行っています。

町では、妊娠届出時に母子健康手帳を交付し、妊婦健康診査や妊婦歯科健康診査についてご案内しています。健康診査は、お母さん

とお子さんの健康を守る大切な機会です。医師と相談し、適切に受診するように願います。

■ 妊婦健康診査について

妊婦健康診査は、産科などで受けることができます。妊娠届出時に14回分の妊婦健康診査受診票をお渡ししますので、ご利用ください。県外の医療機関や助産所で妊婦健康診査を受診する方は、手続きが必要となりますので、事前にご相談ください。

■ 妊婦歯科健康診査について

妊婦歯科健康診査は、町内歯科医療機関で受けることができます。妊娠中は、つわりによって口腔内の衛生状態が悪化したり、ホルモンバランスの変化によってむし歯や歯周病が進行しやすくなります。お母さんに歯周病があると早産しやすい傾向があるという報告もあります。

妊娠届出時に妊婦歯科健康診査受診券をお渡ししますので、事前に電話予約し、受診してください。

▼ お問い合わせ先
町健康推進課（町総合保健福祉センター内）

☎096・235・8711

町健康推進課 ☎096-235-8711

■ 土地・建物を売却したときの譲渡所得について

土地や建物などを売ったときの所得を譲渡所得と言います。この譲渡所得（分離譲渡所得）は、売却した金額から取得費や必要経費を差し引いて求められ、給与所得などの他の所得と区別して税額を計算します。

なお、土地や建物の所有期間が売却した年の1月1日現在で5年を超えるかどうかにより、税率が異なります。

■ 金地金を売却したときの譲渡所得について

金地金（金塊）を売却したときの譲渡所得（総合譲渡所得）に対する税金は、給与所得などの他の

所得と合算して計算することとなります。この場合、売却金額から取得費や譲渡費用のほか、特別控除額（年間50万円）を差し引いた金額を他の所得に合算して計算します。

なお、金地金の所有期間が、売った日現在で5年を超えている場合は、計算した譲渡所得の金額の2分の1を他の所得に合算します。

■ いつでもどこでもスマホで申告

申告書の作成は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると便利です。作成した申告書は、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」で送信することもできます。初めて利用する人は、マイナンバーカードをご準備ください。

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

▼ お問い合わせ先

・熊本東税務署

☎096・366・5566

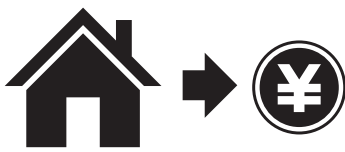
※自動音声案内

・町税務課

☎096・234・1112

（内線116）

土地・建物や金塊を売却したときは



詳しくは町税務課までお尋ねください

町税務課 ☎096-234-1112（内線116） 熊本東税務署 ☎096-366-5566

国民年金

お得な前納制度を
ご利用ください



詳しくは町住民生活課までお尋ねください

■ 1万5千円ほどお得な制度

「2年前納」をご利用いただくと毎月納付する場合に比べて、2年間で1万5千円程度の割引となります。口座振替だけでなく、現金およびクレジットカードによる納付も可能です。

■ 令和3年度の前納割引額

令和3年度に前納制度を利用した場合、次のとおり割引を受けられます。

- 口座振替の場合
 - ・ 2年前納
 - 1万5850円割引（納付額3万2550円）
 - ・ 1年前納
 - 4180円割引（納付額

19万5140円）

・ 6カ月前納

11300円割引（納付額

9万8530円）

● 現金およびクレジットカード納付の場合

・ 2年前納

1万4590円割引（納付額

3万3810円）

・ 1年前納

3540円割引（納付額

19万5780円）

・ 6カ月前納

8100円割引（納付額

9万8850円）

■ 前納手続きについて

▼ 口座振替およびクレジットカード納付の場合
申出書に必要事項を記入し、年金事務所（郵送でも可）にご提出ください。口座振替をご希望の場合は、預金口座をお持ちの金融機関でもお申し込みいただけます。申し込み期限は2月末です。

▼ 現金納付の場合

年金事務所へ申し出ていただきます。申出書をお送りします。

※ 2年後も現金納付で前納希望の場合は再度申出書が必要

国民健康保険

■ 国民健康保険に加入している人は所得の申告が必要です

国民健康保険は、所得によって国民健康保険税の金額や医療費の自己負担限度額などを算出します。国民健康保険税の金額や医療費の自己負担限度額などを算出します。

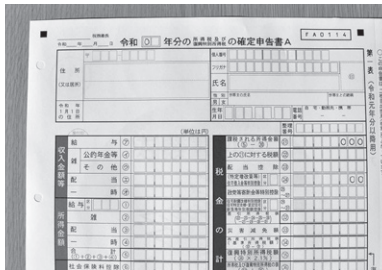
国民健康保険には、所得額が一定以下の場合、国保税が軽減される措置があります。しかし、申告をしないとこの軽減措置が受けられません。

■ 申告をしないと国保税の軽減などが受けられません

また、医療費の自己負担限度額判定も、所得額に基づいて行われます。

また、医療費の自己負担限度額判定も、所得額に基づいて行われます。

国保被保険者の皆さん
所得の申告を忘れずに



詳しくは町住民生活課までお尋ねください

るので、収入がなくても申告をしないと医療機関での窓口負担が高額になることがあります。

■ 「医療費のお知らせ」が確定申告に使用できます

町から国保被保険者の皆さんへ配布している「医療費のお知らせ」は、確定申告の医療費控除の手続きで医療費の明細書として使用できます。

医療費控除の計算は、「お知らせ」の「患者負担額」に記載されている自己負担相当額を基に行います。「お知らせ」に記載されていないものがある場合や、実際に負担した額が異なる場合は、「医療費控除の明細書」を自身で作成して申告する必要があります。

11〜12月診療分の「お知らせ」は5月に配布します。2月中旬から始まる確定申告では、11〜12月診療分の領収証が必要です。保険管をお願いします。

■ 期間内に申告をしましょう

町での申告受付期間は2月16日（水）から3月15日（火）までです。期間内に申告することが国民健康保険の適正運営につながります。皆さんのご協力をお願いします。

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線101)

町住民生活課 ☎096-234-1113(内線106)